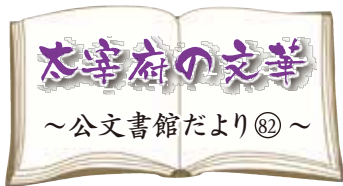


江戸時代のお願い——悪病の流行と神への畏れ

「太宰府市史 近世資料編」には、観世音寺触の村々から郡役所へ出された願書を写した、「雑記」と呼ばれる資料が収録されています。触とは数十の村々を合わせた江戸時代の行政区画で、大庄屋が取り仕切り、触内の各村から郡方への願書は、大庄屋を通してやり取りが行われました。

さて「雑記」の目次には、「悪病流行につき大神楽願いの事」と「願成就踊り願いの事」という二つの項目が並んでいます。前者は、文久2（1862）年閏8月に大佐野村から提出されたもので、「大神楽」は大神楽（獅子舞・曲芸など）のことと思われます。内容は、6月中旬（旧暦）から痢病がはやり、氏神（大佐野3丁目の地祇神社）へ願かけに大神楽を執行したらピタリと治まったので、願ほどのきの大神楽を奉納したいというもので、願いは郡役所に聞き届けられたことが書き添えられています。

後者は、瓦田村（現大野城市）から同年正月に提出されています。その内容は、3年前に悪病が村内に流行した折、氏神（瓦田2丁目の地祇神社）に立願して鎮まったが、「時節柄お願いも申し上げ難く、これまで打ち過ぎ」てしまい願ほどのきをしなかつた。このことが神意に叶わず昨年の夏からまた病が流行してしまつた。よつて願ほどのきとしての踊り一座興行をお許しください、とのことで、郡方役人から「よんどころ無き次



第」なので「猥の義これ無く取り締まり」の上興行を許可する旨が大庄屋へ伝えられました。

この2通の願書で興味深いのは、最後の方に「費がましき義」（経費が掛かりそうなこと）が無いよう「宰判」（管理）いたしますから、という一文が共通して見られることです。特に瓦田村の踊り興行の場合は、「容易に差し免しがたい」けれどもしようがない、と郡方役人がしぶしぶ認めただけがうかがわれます。瓦田村が「時節柄」と願ほどのきをいったん保留してしまつたのは、安政期以降の世相の不穏な空気を考慮してのことだったかもしれません。また当時、福岡藩では窮乏する財政を立て直すため、大倭約が藩政改革の一つに掲げられていた時期でもあり、村々でも祭礼など「費がましき義」に対してはより厳しく取り締まりがなされていたであろうことも関係すると思われまふ。

とはいえ、悪病の流行はいつの時代の社会にとつても緊急事態には違ひなく、その原因が疫神や鬼の仕業と考えられていた当時、地域の氏神に悪病の退散を祈ることは人々にとつて重要な対抗策であり、当局としても特別に認めざるをえない習俗だったといえます。

公文書館 藤田 理子